

東和荘指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1. 東和荘指定居宅介護支援事業所の概要

| | |
|-------------|---|
| 事業所名 | 東和荘指定居宅介護支援事業所 |
| 所在地 | 岩手県花巻市東和町東晴山7区16番地 |
| 介護保険事業者番号 | 岩手県 0372400028 |
| 電話 | 0198-44-3353 又は 44-3113 (24時間連絡が可能) |
| サービスを提供する地域 | 花巻市(旧東和町区域にお住まいの方) ※ 上記地域以外の方もご利用できます。 |

2. 当居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

利用者が可能な限り居宅において、ご本人の能力に応じ自立した日常生活を営むよう援助相談等とおして、公正中立な立場で居宅介護サービスの効率的提供に配慮します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、居宅介護サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業者、特定相談支援事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(4) サービス利用のために

| 事 項 | 備 考 |
|--|--|
| 介護支援専門員の変更 | 変更を希望される方はお申し出ください |
| 調査(課題把握)の方法 | 居宅サービス計画ガイドライン等による |
| 介護支援専門員への研修の実施 | 年1回 実務研修を実施しています |
| 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料 | 料金は一切かかりません |
| 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について | 利用者による居宅サービスの選択を求めます 複数の事業所紹介を求めることができます 当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます |
| 病院又は診療所に入院するとき | 介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所へお伝えください |
| 医療系サービスを利用するとき | 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は主治の医師等にケアプランを交付します。 |
| 訪問介護を利用するとき | 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題・服薬状況・モニタリング等で得た必要な情報を主治の医師等に伝達します。 |

3. 当事業所の職員体制

| 職 種 | 業務内容 | 常 勤 |
|-----------|--------------|-------|
| 管理者 | 事業所の管理・運営全般 | 1名（1） |
| 主任介護支援専門員 | 介護支援専門員の支援 | 2名（2） |
| 介護支援専門員 | 居宅介護支援に関する業務 | 4名（2） |

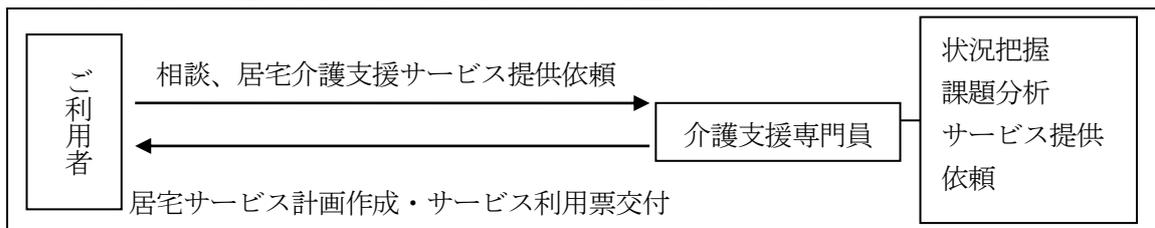
※（ ）は兼務職員再掲

4. 営業時間

| | |
|-----|-----------------|
| 平 日 | 午前8時～午後6時 |
| 土曜日 | 午前8時30分～午後5時30分 |

★ 営業しない日は、日曜・祝日・12月29日～1月3日。

5. 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主要内容



6. 利用料金

(1) 基本料金

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1カ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、花巻市東和総合支所 市民サービス課健康福祉係介護保険の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

| 要介護度区分 取扱い件数区分 | 要介護度区分 | |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| | 要介護1・2 | 要介護3・4・5 |
| 介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合 | 居宅介護支援費Ⅰ 10,860円 | 居宅介護支援費Ⅰ 14,110円 |
| 〃 45人以上60人未満の場合において、45以上の部分 | 居宅介護支援費Ⅱ 5,440円 | 居宅介護支援費Ⅱ 7,040円 |
| 〃 60人以上の場合において、60以上の部分 | 居宅介護支援費Ⅲ 3,260円 | 居宅介護支援費Ⅲ 4,220円 |

| | 加 算 | 加算額 | 算 定 回 数 等 |
|-------------|--------------|--------|--|
| 要介護度による区分なし | 初 回 加 算 | 3,000円 | 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に 居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された 場合に居宅サービス計画を作成する場合 |
| | 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 2,500円 | 入院した日のうちに職員に必要な情報を を提供した場合(提供方法は問わない、一 月に一回を限度) |

| | | |
|-------------------------|-------------|--|
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 2,000円 | 入院した日の翌日又は翌々日に職員に必要な情報を提供した場合(提供方法は問わない、一月に一回を限度) |
| 退院・退所加算連携1回(カンファレンス参加無) | 4,500円 | 退院等に当たり医療機関等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 |
| 退院・退所加算連携2回(カンファレンス参加無) | 6,000円 | 同上 |
| 退院・退所加算連携1回(カンファレンス参加有) | 6,000円 | 同上 |
| 退院・退所加算連携2回(カンファレンス参加有) | 7,500円 | 同上 |
| 退院・退所加算連携3回(カンファレンス参加有) | 9,000円 | 同上 |
| 特定事業所加算(Ⅱ) | 4,210円 | 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき) |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 所定単位数の5/100 | 下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位に加算する。 |

中山間地域等：岩手県全域（但し、特別地域居宅介護支援加算が算定されている地域を除く）

(2) 解約料

利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、利用者及び職員の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時の利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

| | | |
|--------------|-----------|-------------------------|
| ご家族氏名 | 続柄 | 自宅・連絡先(職場等)・携帯電話 TEL |
| 通院先 病院・医院 | 主治医 先生 | 医療機関の連絡先 TEL |

| | |
|---------------------------------|-------------------------|
| 関係市町村 花巻市東和総合支所 市民サービス課健康福祉係 | 連絡先 TEL 0198-42-2111 |
|---------------------------------|-------------------------|

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|-------|------------------|
| 保険会社名 | あいおい損害保険株式会社 |
| 保険名 | 介護保険・社会福祉事業者総合保険 |

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

12. サービス内容に関する相談・苦情

介護サービスについての相談や苦情があるときは次の窓口で対応します。

| | |
|----------------------------------|--------------------|
| ◆ 特別養護老人ホーム東和荘(事務長 佐々木ひとみ) | TEL (0198) 44-3113 |
| (苦情相談解決責任者 施設長 多田正和) | |
| ◆ 花巻市東和総合支所 市民サービス課健康福祉係介護保険相談窓口 | TEL (0198) 42-2111 |
| ◆ 岩手県国民健康保険団体連合会 | TEL (019) 604-6700 |

13. 高齢者虐待防止法について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。
(虐待防止に関する責任者 施設長 多田正和)

14. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても居宅介護支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

15. ハラスメントについて

当法人におけるハラスメントの防止に関する基本指針に従い業務に努めます。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項及び別紙の内容を説明しました。

岩手県花巻市東和町東晴山7区16番地

社会福祉法人東和仁寿会

理事長 楊 恵 珠 印

担当介護支援専門員 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項及び別紙の内容について説明を受け、サービス提供開始について同意します。

利用者住所：岩手県花巻市東和町 区 番地

氏 名： 印

代理人住所：岩手県花巻市東和町 区 番地

氏 名： 印